

鳥取県告示第630号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥 取 市	平成20年度及び平成21年度	鳥取市（青谷町河原の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市青谷町河原の一部	平成23年11月11日
〃	平成21年度及び平成22年度	鳥取市（河原町三谷の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市河原町三谷の一部	〃
〃	〃	鳥取市（福部町左近の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市福部町左近の一部	〃
岩 美 町	平成21年度	岩美町（大字浦富の一部〔802〕）の地籍図及び地籍簿	岩美町大字浦富の一部	〃
八 頭 町	平成20年度から平成22年度まで	八頭町（篠波の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町篠波の一部	〃
〃	平成21年度及び平成22年度	八頭町（延命寺の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町延命寺の一部	〃
〃	〃	八頭町（見槻中、隼郡家及び船岡の各一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町見槻中、隼郡家及び船岡の各一部	〃
〃	〃	八頭町（佐崎の一部〔903-1・903-2〕）の地籍図及び地籍簿	八頭町佐崎の一部	〃
琴 浦 町	平成13年度から平成22年度まで	琴浦町（大字矢下等7単位区域）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字矢下、大字宮場、大字法万、大字八反田、大字杉地、大字八橋及び大字田越の各一部	〃
〃	平成16年度から平成22年度まで	琴浦町（大字赤碕の一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字赤碕の一部	〃
江 府 町	平成18年度から平成22年度まで	江府町（大字武庫の一部〔601〕）の地籍図及び地籍簿	江府町大字武庫の一部	〃
〃	平成20年度から平成22年度まで	江府町（大字武庫の一部〔701〕）の地籍図及び地籍簿	江府町大字武庫の一部	〃